明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一〇四）　一
〔告　示〕
○無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件（文部科学一九五）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一四八九）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等、特定空家等の除却命令関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○総務省令第百四号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二日

総務大臣　金子　恭之